

篠山市訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス並びに介護予防ケアマネジメントの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成29年1月31日

要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス並びに介護予防ケアマネジメントの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス並びに介護予防ケアマネジメントの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令第140条の63の6第1号イに規定する基準によるものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス並びに介護予防ケアマネジメントの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。